

兵庫県建築物安全安心実施計画 [第7次]
(令和3～7年度)

令和3年3月

兵庫県建築物安全安心推進協議会

目 次

I	計画策定の背景・目的	1
II	計画の実施期間	2
III	計画の公表・見直し	2
IV	これまでの取組に係る現状と課題	3
V	施策の基本的方向・目標	7
VI	推進すべき施策	9
1	新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）	9
	（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	
	（2）工事監理業務の適正化とその徹底	
	（3）中間検査及び完了検査の徹底	
	（4）建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底	
	（5）特定行政庁と指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関との適切な連携	
2	違反建築物対策の推進	14
	（1）違反建築物対策の徹底	
	（2）違法設置エレベーター対策の徹底	
3	既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）	16
	（1）定期報告制度の適確な運用	
	（2）既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	
4	消費者への適切な対応	18
	（1）消費者への適切な情報提供と相談対応	
5	事故・災害時の迅速かつ適確な対応	19
	（1）迅速かつ適確な事故対応	
	（2）迅速かつ適確な災害対応	
6	計画推進のための環境整備	21
	（1）特定行政庁等の執行体制の確保・向上	
	（2）特定行政庁と関係機関・関係団体との連携等による業務執行体制の強化	
	実施主体欄の表示と会員との対応表	23
	（参考資料）	
	兵庫県建築物安全安心推進協議会会則	24

I 計画策定の背景・目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災においては、施工不良や法令違反が原因とみられる建築物の被害が発生したことから、これを教訓に平成10年に建築基準法の改正が行われ、建築規制の実効性の確保、確認検査体制の強化を図るため、「中間検査制度の導入」、「建築確認・検査の民間開放」等の措置が講じられた。

この改正法の制度を実効あるものとし、建築物の安全性確保のための取組を推進するため、兵庫県では平成11年に特定行政庁及び関係団体からなる「兵庫県建築物安全安心推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立するとともに、協議会が主体となって「兵庫県建築物安全安心実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、以降、実施計画を随時見直ししながら、取組を進めてきた。

この間、平成11年度に53%であった建築物の完了検査率を飛躍的に向上させ、近年は90%超を維持するなど、一定の成果を着実に上げてきたところである。

しかしながら、その一方で、平成17年の構造計算書偽装問題は、国民の間に建築物の安全性に対する不安を広げたことから、翌年の建築基準法及び建築士法の改正では、構造計算適合性判定制度などが導入されるとともに、建築士の資質・能力の向上、設計・工事監理業務の適正化等を図るための新たな建築士制度が構築された。

その後、平成26年の建築基準法の改正では、定期調査・検査対象の見直しや建築設備の製造者に対する特定行政庁の調査権限の充実などが行われた。

また、平成30年の建築基準法及び建築士法の改正では、既存建築ストックの活用等の観点から木造建築物に係る制限の合理化等が行われるとともに、設計及び工事監理に携わる人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格が見直されたところである。

他方、建築確認申請を行わず増築した簡易宿所や寄宿舍等における火災のほか、事務所ビルの看板落下、エレベーター事故、建築ストックの維持管理の不備による重大事故、賃貸共同住宅の界壁等の法定仕様への不適合事案などの影響により、建築物の安全性に対する社会的要請が一層高まっている。

さらには、確認検査業務における指定確認検査機関のシェアが大きく増加している中、特定行政庁においては担うべき業務・役割の中心が監督行政へと変化するとともに、技術力の確保・向上のための取組も求められている。

このように、建築行政を取り巻く環境が大きく変化してきており、多様化・複雑化する新たな課題に対応するべく、国土交通省から発出された「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（令和2年2月5日付け国住指第3643号）も踏まえた上で、「兵庫県建築物安全安心実施計画〔第7次〕」（以下「本計画」という。）を策定し、建築行政マネジメント計画としても位置付けるとともに、引き続き、特定行政庁及び関係機関・関係団体の連携・協力により、確認検査業務の適正化・円滑化、建築規制の実効性確保、建築物の安全性確保を図るための取組を一層推進する。

なお、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策の推進については、国土交通省からの上記技術的助言を踏まえ、県又は市町が定める耐震改修促進計画に基づき取り組むこととする。

Ⅱ 計画の実施期間

本計画の実施期間は令和3年度から令和7年度までとする。

Ⅲ 計画の公表・見直し

本計画に掲げた施策・目標を社会に広く周知し、その達成を確実なものとするため、協議会の事務局（兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課）のホームページで公表する。

また、施策の実施状況や目標の達成状況について、年度ごとに取りまとめ・検証を行い、同ホームページで公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、継続的な改善を図る。

IV これまでの取組に係る現状と課題

これまで協議会では、建築物の安全性確保のため、会員各々の取組及び会員相互の連携協力により実施計画に掲げられた諸施策を実施してきたが、これらを継承し、本計画として次なる展開を図るに当たって、踏まえるべき主な現状と課題は、次のとおりである。

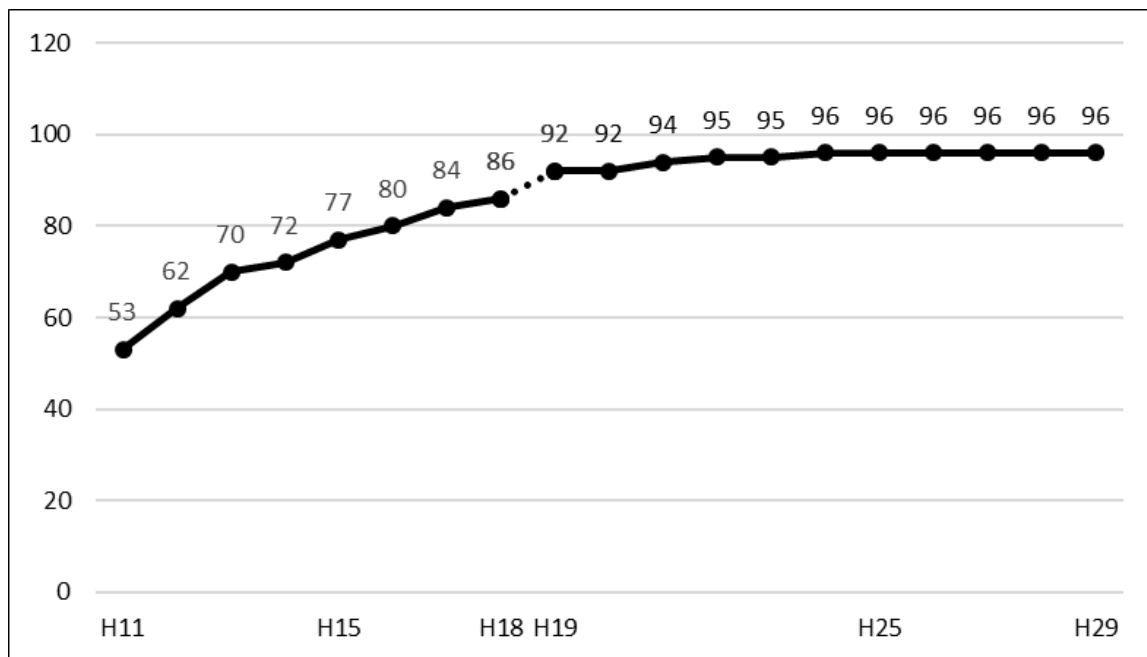
1 完了検査率の維持・向上

完了検査率については、その向上を実施計画の目標として掲げ、協議会会員が関係機関の協力を得ながら取組を進めた結果、飛躍的に上昇し、現在は9割を超える高い水準を保っている（図1）。

しかしながら、その一方で工事完了後においても、検査申請手続がなされていないものがあり、目標である完了検査率100%には至っていない。

建築物の安全性を確保するためには、完了検査率の維持と更なる向上が不可欠であり、会員が一体となった一層の取組が求められる。

図1 兵庫県における完了検査率*の推移



※ 「完了検査率」については、平成18年度までの計算式が必ずしも実態を反映できていないことから、平成19年度から次のとおり計算式を改めた。

なお、平成19年度からの計算式では、検査済証交付件数を建築確認から3か年度の間について追跡調査するため、この間は、中間報告による値（中間値）となる。

平成18年度までの計算式 =
$$\frac{\text{当該年度における検査済証交付件数}}{\text{当該年度における確認済証交付件数}}$$

平成19年度からの計算式 =
$$\frac{\text{当該確認済証交付物件に係る検査済証交付件数}}{\text{確認済証交付物件の件数} - \text{取りやめ届提出等件数}}$$

(実際に工事がなされたものの件数)

2 依然なくならない違反建築物に伴う事件・事故の発生等

協議会会員の取組にもかかわらず、違反建築物はいまだ後を絶たない（表1）。

また、簡易宿所や寄宿舎における火災やエレベーター事故など、法令違反の建築物における重大事件・事故が発生している。

さらに、近年、賃貸共同住宅の界壁等の法定仕様への不適合事案の続発などの影響により、違反建築物への関心も高まっている。

建築物の安全性確保の基本は、建築主、設計者、工事監理者、工事施工者等が法令を遵守することであることを改めて協議会会員の共通認識とし、違反建築物対策を強力に推進する必要がある。

表1 違反建築物対策に関する指導・命令件数等の推移（県内の特定行政庁合計）

区分	違反建築物対策		定期調査報告（建築物）
	指導	命令	是正命令等*
平成27年度	159	0	5,965
平成28年度	168	0	1,869
平成29年度	139	0	5,504
平成30年度	205	1	5,521
令和元年度	224	1	2,503

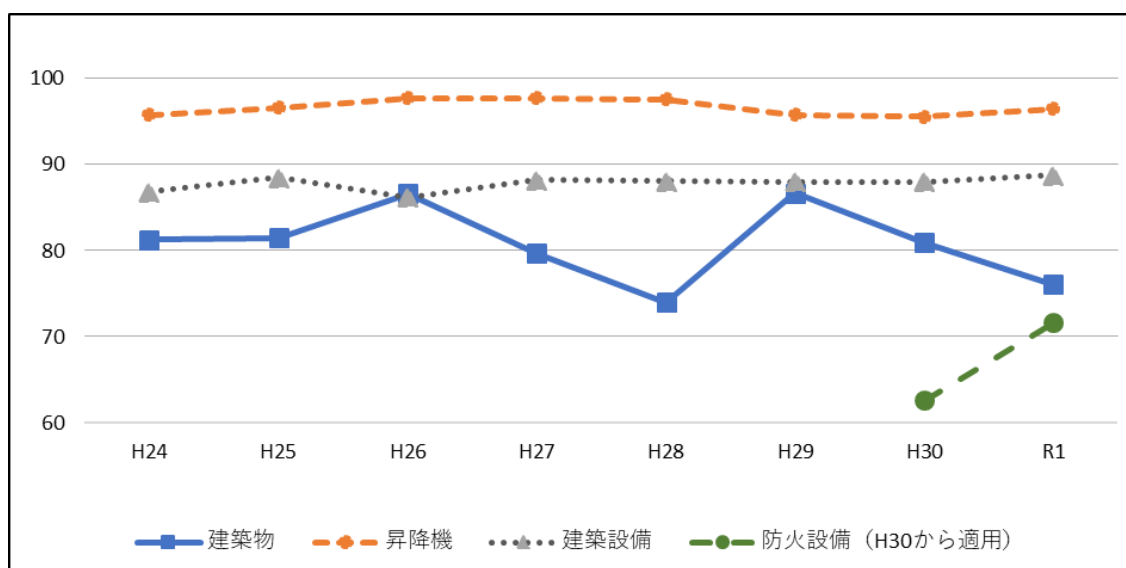
※ 是正命令等とは、命令及び書面による是正指導をいい、定期調査報告書の副本に添付される審査結果通知書等による指導を含む。

3 不適切な維持管理の既存建築物への対応

平成25年に火災による10名の死者を出した診療所では、特定行政庁において報告対象として指定していなかったため必要な是正を行う機会を逸することとなったことから、特に安全性を確保する必要性が高い建築物等については、平成28年6月から全国的に定期報告が義務付けられ、定期報告制度が強化されている。

建築物等の所有者・管理者が行う調査・検査の結果の報告率は、昇降機については90%以上と高い水準ではあるものの、その他については80%に届かない場合もあり、火災被害の発生を防止するためにも、定期報告率を向上させる必要がある（表2）。

表2 定期報告率の推移（県内の特定行政庁合計）



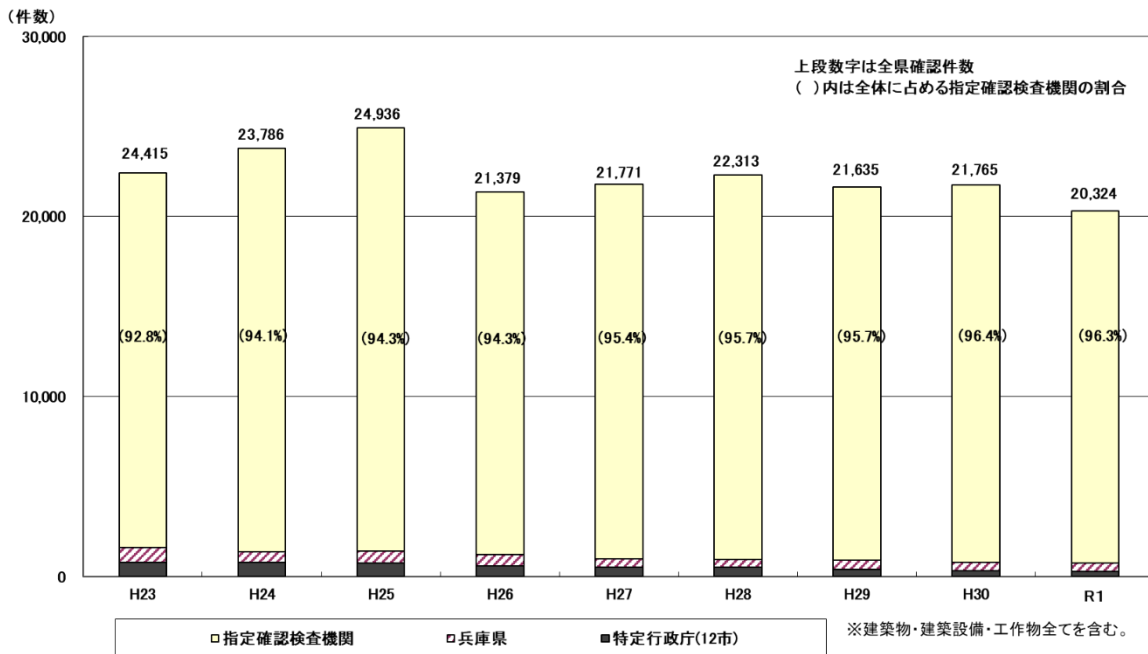
また、維持管理が不適切な建築物や既存不適格の建築物についても、必要な対策が講じられなければ建築基準法への不適合箇所が事故の発生や事故被害を拡大させる要因となるおそれがあり、既存建築ストック活用の観点からも、安全性向上のための改修促進を図る必要がある。

4 特定行政庁に一層求められる指導・監督・調整能力

平成10年の建築基準法改正による確認検査の民間開放の目的は、諸外国に比べ建築行政職員の数が少なく、十分な執行体制が確保できない我が国の建築行政の状況を踏まえ、官民の役割分担を見直し、確認検査は民間機関に委ね、行政は監察、違反是正、処分等を担うことにより、制度の実効性を確保しようとするものであった。

この制度改正の結果、県内においても確認検査業務における指定確認検査機関のシェアは増加し、現在は指定確認検査機関の確認件数が県全体の96%を占めるようになってきている（図2）。

図2 兵庫県における確認件数の推移



一方、特定行政庁においては、制度改正の趣旨を踏まえて、違反建築物対策などの監督行政の強化を図ってきているところであるが、指定確認検査機関からの法解釈に係る照会や確認審査報告書の処理など、指定確認検査機関処理率の上昇に伴って相応の事務も増加しており、結果として、監督行政の強化が十分とはいえない実態も一部に生じている。

また、これまで建築行政の中核を担ってきた団塊世代の職員の大量退職や新規採用職員数の減少、確認検査業務に携わる機会の減少などにより、特定行政庁における技術力の継承や建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保も継続的な課題となっている。

建築物の安全性は、特定行政庁のみならず、指定確認検査機関や建築主、設計者、工事監理者、工事施工者、所有者、管理者等の建築物に関わる多くの関係者が建築関係法令を遵守することはもとより、それぞれの役割を適確に果たすことにより確保されるものであり、中でも特定行政庁の果たすべき役割は極めて大きい。

特定行政庁においては、これらの関係者に対する指導・監督・調整の役割が一層求められるところであり、地域の実情等を踏まえた上で、建築物の安全性確保に最大限の効果を上げるため、中長期的視点に立って職員の育成等に取り組む必要がある。

5 建築確認手続の円滑化・迅速化

平成26年の建築基準法改正により、構造計算適合性判定が建築主事等の審査から独立し、建築主が構造計算適合性判定を直接申請する仕組みに改められ、建築主が申請時期を選択できるようになった。

この制度改正により、指定構造計算適合性判定機関による先行審査や、建築主事等との並行審査が可能となり、また、各機関が適確な対応を行ったことで審査に要する日数が30日以下（令和元年度は約27日）で推移しており、手続の迅速化が適切に進められている。今後も手続の円滑化・迅速化を図るため、審査段階における建築主事等と指定構造計算適合性判定機関との連携・調整を引き続き行っていく。

V 施策の基本的方向・目標

これまでの取組に係る課題を踏まえた上で、施策を推進するための基本的方向及び目標を次のとおり定める。

1 新築建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

建築物の安全性を継続的に確保するには、そのライフサイクルのスタート地点となる新築時における安全性を確認することがまず重要である。

このため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するとともに、施工段階における違反建築物の発生を防ぐため、工事監理業務の適正化、中間検査・完了検査の徹底等を図るための取組を行う。

建築確認審査においては、引き続き、構造計算適合性判定を要する物件について確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値^{※1}を国の示す35日以内とすることを目標とするが、現状の所要期間の平均値が約27日^{※2}と30日以下になっていることから、引き続きこの水準を維持するとともに、各特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関において、更なる短縮が図られるよう努める。

また、完了検査については、引き続き完全実施を目指す。

※1：建築基準法に基づく「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

※2：令和元年度の特定行政庁及び指定確認検査機関における県内物件に係る所要期間の平均値

2 違反建築物対策の推進

違反建築物の放置は、県民の生命、財産等をおびやかす要因になるだけでなく、市街地環境を悪化させるなど、社会的にも著しい悪影響を与える。

法令違反の建築物、昇降機等における事件・事故が多発していることを踏まえ、警察、消防、労働等の関係機関と連携し、違反建築物に対してはその是正に向けた取組を強力に推進する。

また、違反建築物に関与した者に対しては厳正な処分を行うとともに、処分情報を広く県民に公表する。

3 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

新築時に安全性が確認された建築物であっても、その後に適切に維持管理されなければその安全性が継続されないだけでなく、老朽化を早めたり、重大事故を招いたりする要因ともなる。

また、多発する建築物や昇降機に係る事故を未然に防止するためには、建築物の所有者・管理者による適正な維持管理が重要である。

このため、定期報告制度の適確な運用を徹底し、定期報告率の向上を目指す。

また、既存建築物の安全性確保の推進に取り組むとともに、既存不適格建築物の所有者・管理者に対しては耐震性や防火避難安全性の確保の重要性を周知し、その改修及び有効活用に向けた取組の促進を図る。

4 消費者への適切な対応

県民が安全で安心して暮らせる社会とするためには、建築物に係る様々な法規制、制度等に関する情報を適確に提供するとともに、県民から寄せられる様々な相談に適切に対応するなど、きめ細かなサポートが必要である。

このため、消費者への適切な情報提供、相談対応を行うことができるよう、協議会会員が一致協力して、引き続き体制の充実強化に努める。

5 事故・災害時の迅速かつ適確な対応

建築物等に係る重大事故が県内外で発生している。また、各地で発生する台風や集中豪雨、地震等の自然災害により甚大な被害が発生していること、南海トラフ地震等の発生 of 切迫性が指摘されていることなどに鑑み、事故・災害発生時における迅速かつ適確な対応を可能とするための環境整備に取り組む。

6 計画推進のための環境整備

本計画の推進のため、複雑・多様化する法制度、建築物の安全性に係る社会的要請の高まりなど、建築行政を取り巻く昨今の情勢変化を踏まえた上で、特定行政庁にあっては、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が常に最大限に発揮できるよう、また指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関にあっては、審査等を適確に行えるよう、職員の育成、人員体制の確保等により、執行体制の確保・向上に取り組む。

また、協議会会員においては、建築規制の実効性確保、建築物の安全性確保等をより効果的・効率的に図るため、建築関係法令の遵守に係る啓発を行うとともに、本計画で掲げた施策の実現、目標の達成に向けて、各会員自らの取組と、会員相互の連携を強化する。

さらに、行政のデジタル化や押印を求める手続の見直し等が進められていることや、新型コロナウイルスの感染拡大の経験を踏まえ、建築確認申請等の電子化を推進する必要がある。

VI 推進すべき施策

※実施主体欄の表示と会員との対応表は23頁に掲載

1 新規建築物の安全性の確保（建築規制の実効性の確保）

（1）迅速かつ適確な建築確認審査の徹底

円滑な経済活動の確保と建築物の安全性の確保の両立を図るため、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が連携し、迅速かつ適確な建築確認審査を実施するための取組を行う。

施 策	実施主体
① 指針告示等に基づいた適確な審査の実施 「確認審査等に関する指針」（平成19年国土交通省告示第835号。）等関係告示の内容を審査担当者が十分に理解し、適確な審査を行う。	県 市 指定確認検査機関 適判機関
② 確認審査の進捗状況の適正管理 各物件における確認審査の進捗状況を適正に管理できる体制を整備し、審査が長期化している物件や長期化のおそれがある物件については、円滑な審査が図られるよう適切な対応を行う。	県 市 指定確認検査機関 適判機関
③ 確認審査に係る情報の共有化 審査担当者の審査能力を向上させるとともに、統一的な運用、確認手続の公平性・効率性を確保するため、「兵庫県内特定行政庁等連絡会議」等を活用して協議・意見交換を行い、確認審査に係る情報の共有化を行う。	県 市 指定確認検査機関 適判機関

(2) 工事監理業務の適正化とその徹底

工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者により工事監理が適正に行われることにより、建築物の施工時・完成時における適法性が確保されることから、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

施 策	実施主体
<p>① 建築士法で規定された義務についての周知・啓発</p> <p>建築士事務所における図書保存の制度の改正をはじめ、設計・工事監理の契約前の重要事項説明、契約内容の書面交付、工事監理報告書の提出等の建築士法で規定された義務について、県民及び建築士・建築士事務所に周知し、その重要性について啓発する。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>
<p>② 工事監理ガイドライン等の重要性の周知・啓発</p> <p>適正な工事監理が行われるよう、「建築設計・工事監理等の業務報酬基準」及び「工事監理ガイドライン」等について、建築士・建築士事務所、工事発注者等に周知、啓発を図る。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>
<p>③ 工事監理者の選定の徹底</p> <p>建築確認申請の際に、適切な工事監理者が選定されていることを確認し、未選定のものについては工事着手までに必ず選定させる。</p>	<p>県 市 指定確認検査機関</p>
<p>④ 工事監理業務に係る研修会・講習会の開催</p> <p>建築士の知識・技能の向上を図るため、工事監理業務に係る研修会や講習会を開催する。</p>	<p>建築士業界団体</p>
<p>⑤ 書面による設計・工事監理契約の促進</p> <p>四会連合協定の建築設計・監理等業務委託契約書類*における契約書や約款の活用を働きかけるなどして、書面による契約の促進を図る。</p> <p>* (公社)日本建築士会連合会・(一社)日本建築士事務所協会連合会・(公社)日本建築家協会・(一社)日本建設業連合会の四団体が定めた民間建築工事における標準的な契約約款・契約書類</p>	<p>建築士業界団体</p>

(3) 中間検査及び完了検査の徹底

建築物の安全性確保及び違反建築物の発生を防止するためには施工時・完成時における適法性を確保することが重要であることから、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図る。

施 策	実施主体
<p>① 県民に対する中間検査・完了検査制度の周知 リーフレットの配布などにより県民(建築主等)に対して中間検査・完了検査制度の趣旨やその必要性について周知を行う。</p>	<p>全会員</p>
<p>② 建築関連事業者に対する検査の受検促進の普及啓発 建築士、建築士事務所、建設業者等の建築関連事業者に対して、中間検査・完了検査の受検促進のための普及啓発を行う。</p>	<p>県 市 建築業界団体</p>
<p>③ 督促等による検査の受検促進 検査予定日が近い建築物、検査予定日を過ぎても検査申請のない建築物等について受検督促を行うなど、検査の受検促進を図る。</p>	<p>県 市 指定確認検査機関</p>
<p>④ 検査未受検率の高い工事監理者等に対する指導監督の強化 検査未受検建築物への関与割合の高い設計者、工事監理者等に対して、指導監督の強化を図る。</p>	<p>県 市</p>
<p>⑤ 工事監理状況の検査 中間検査及び完了検査の際に、工事監理者から工事監理報告書の提出を求めて施工が適正になされていることを検査する。 特に、杭工事が行われている場合にあつては、国の工事監理ガイドライン等に沿って工事監理がなされていることを確認する。 また、指定確認検査機関の事務所への立入検査の際に、中間検査及び完了検査の状況が十分に確認できない場合は、検査現場に立ち会ふ、検査状況が確認できる書類の提出を求めるなどにより指導を徹底する。</p>	<p>県 市 指定確認検査機関</p>

(4) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底

適正な設計・工事監理を通じた建築物の安全性確保のため、建築士及び建築士事務所に対する指導監督を徹底する。

施 策	実施主体
<p>① 建築基準法、建築士法等に係る法制度等についての啓発</p> <p>建築士の資質・能力の向上を図るため、研修会・講習会において、建築基準法や建築士法に係る法制度等について啓発を行う。</p> <p>特に、建築士事務所に属する建築士の定期講習の受講や建築士事務所の開設者の設計等の業務に関する報告書の提出の義務のほか、構造計算に係る図書の保存や一定規模以上の建築物の設計・工事監理に係る書面による契約締結の義務など、建築士法に基づく各種制度について、周知徹底を図る。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>
<p>② 講習受講、業務報告書提出等についての周知徹底</p> <p>建築士・建築士事務所に対して、建築士事務所の登録、所属建築士の登録及び変更の届出の徹底、管理建築士講習及び建築士の定期講習の受講や設計等の業務に関する報告書の提出の義務などについて、建築士事務所の登録時又は更新登録時における指導やホームページ・チラシ・広報誌等への掲載により周知徹底を図る。</p>	<p>県 建築士業界団体</p>
<p>③ 確認申請窓口等における講習受講等についての啓発</p> <p>確認申請窓口や建築士・建築士事務所登録窓口において、建築士の定期講習の受講や設計等の業務に関する報告書の提出義務等に関する広報物の掲示やチラシの配布などにより、手続に訪れた建築士事務所担当者等に対する啓発を図る。</p>	<p>県 市 建築士会 事務所協会 指定確認検査機関</p>
<p>④ 建築士事務所への立入検査の実施</p> <p>建築士が行う設計・工事監理業務等及び建築士事務所の管理的業務の適正な運営を確保させることにより、違反建築物の発生防止及び建築物の質の向上を図るため、建築士法に基づく建築士事務所への立入検査を実施するとともに、適宜、必要な指導を実施する。</p>	<p>県</p>
<p>⑤ 立入検査時等における工事監理状況の確認</p> <p>建築士事務所への立入検査の際に、工事監理報告書の提出を求めて監理状況を確認するとともに、工事監理に係る契約書の内容を確認するなどして工事監理が適正になされていることを確認する。</p> <p>特に、杭工事については、国の工事監理ガイドライン等に沿って工事監理がなされていることの確認を徹底する。</p> <p>また、立入検査の結果、工事監理の状況が十分に確認できない場合は、監理現場に立ち会う、監理状況が確認できる書類の提出を求めるなどにより指導を徹底する。</p>	<p>県</p>
<p>⑥ 建築士又は建築士事務所の開設者に対する懲戒処分の公告の実施</p> <p>建築士法に基づき、建築士又は建築士事務所の開設者に懲戒処分を行った場合、県公報への登載及び県ホームページへの掲載を行う。</p>	<p>県</p>

(5) 特定行政庁と指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関との適切な連携

建築確認検査の主要な役割を担う指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定審査を確保するため、特定行政庁と指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関が適切に連携を図る。

施 策	実施主体
<p>① 機関相互の情報提供、情報交換等による連携</p> <p>特定行政庁・指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の3者間において、建築確認等に係る情報や資料の提供を円滑に行うとともに、適宜情報交換・意見調整を行う会議を開催するなどして、必要な連携を図る。</p>	<p>県 市 指定確認検査機関 適判機関</p>
<p>② 指定確認検査機関から特定行政庁等への報告の適正実施</p> <p>指定確認検査機関から特定行政庁・建築主事への次に掲げる報告書等について、法定期限内に適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認審査報告書 ・中間検査引受通知書及び中間検査報告書 ・完了検査引受通知書及び完了検査報告書 	<p>指定確認検査機関</p>
<p>③ 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入検査等の実施</p> <p>指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対して、当該機関における審査体制、審査過程、審査内容等について、建築基準法に基づく報告徴収又は立入検査を実施し、確認審査業務の公正かつ適確な実施を確保する。</p>	<p>県 市</p>
<p>④ 円滑な判定業務に係る指定構造計算適合性判定機関との協議</p> <p>指定構造計算適合性判定機関の判定業務の一層の円滑化を図るため、判定業務の改善方策等について、必要に応じて継続的に協議・意見交換を行う。</p>	<p>県 適判機関</p>

2 違反建築物対策の推進

(1) 違反建築物対策の徹底

近年発生した違反建築物である簡易宿所や寄宿舍における火災その他の違反建築物に係る事件・事故を踏まえ、県民の生命・財産を守るため、警察、消防等の関係機関と連携し、違反建築物の実態を把握するとともに、違反建築物対策を計画的かつ強力に推進する。

施 策	実施主体
① 違反建築防止のための広報 違反建築物の危険性や反社会性について、県民、事業者、団体会員等に広く周知するなどして、違反建築防止のための広報啓発活動を行う。	全会員
② 関係機関・関係部局との連携強化 警察、消防、福祉、消費生活等の関係機関のほか、都市計画法その他の関係法令に基づく許認可権限を有する関係部局との連携を強化し、違反建築物の発生防止及びその是正に取り組む。	県市
③ パトロールの実施による監視強化 違反建築物の早期発見及び是正を図るため、日常からパトロールを実施するとともに、違反建築防止週間において重点的にパトロールを実施するなどして、監視を強化する。 特に、現に中間検査や完了検査の申請手続が行われていない工事現場や過去に繰り返し検査申請手続を怠っている設計・施工業者が関わる工事現場に抜き打ち的にパトロールを実施して、監視を強化する。	県市
④ 違反建築物に対する命令等の厳格な対応 改善意思がみられない違反建築物の所有者等に対しては、必要に応じて建築基準法第9条に基づく工事停止命令、是正措置命令、使用禁止命令等を行うとともに、命令を行った場合は同法第9条の3に基づき、当該命令に係る建築物の設計者、工事監理者、建設業者又は宅地建物取引業者に係る情報を関係法令の定めるところにより国又は県の所管部署に通知する。	県市
⑤ 違反建築物に関与した設計者、工事監理者等に対する厳正な処分 違反建築物に関与した設計者、工事監理者、建設業者又は宅地建物取引業者に対しては、関係法令及び処分基準に基づき、厳正な処分を実施するとともに、その情報を公表する。	県
⑥ 悪質な違反建築物への電気・ガス・水道の供給保留 悪質な違反建築物に対しては、電気、ガス及び水道の供給保留を事業者に要請するとともに、事業者は特定行政庁から当該要請があった場合は、可能な限り供給保留措置を講じる。	県市 エネルギー事業者
⑦ 著しく悪質な者に対する告発等の検討 違反建築物については、事故等の未然防止のため、法令で定める措置を講ずるとともに、次の者に対しては、警察との連携により告発等を検討する。 ・著しく悪質・反社会的な建築士、建設業者、宅地建物取引業者等 ・周辺に悪影響を与える違反建築物、人命に危害を及ぼす違反建築物の所有者等で命令に従わない者	県市

(2) 違法設置エレベーター対策の徹底

過去に発生した工場等に設置されたエレベーターによる死亡事故を踏まえ、違法設置エレベーター又はその疑いがあるエレベーターに関する情報収集に努めるとともに、それらの情報を把握した場合には、立入検査や是正指導を実施する。

施 策	実施主体
① 情報受付窓口の設置等による情報収集 違法設置エレベーターに関する情報受付窓口を設置するなど、その情報収集に努める。	県 市
② 消防との連携等による情報把握 建築物の定期調査報告書の活用や消防との連携により違法設置エレベーターの情報把握に努める。	県 市
③ 事業者等に対する法令についての周知徹底 工場等の事業者などに対して、リーフレットを活用するなどして、法令の適用範囲や手続について周知徹底を図る。	県 市
④ 違法設置エレベーターへの立入検査、是正指導等の実施 違法設置エレベーターの情報を得た場合は、立入検査の実施などにより建築基準法への適合状況を確認し、必要に応じ、同法第12条第5項の報告徴収や使用停止指示、是正指導等を実施する。	県 市
⑤ 兵庫労働局及び労働基準監督署との連携強化 兵庫労働局及び労働基準監督署と連携体制を構築し、適宜情報交換を行いながら違法設置エレベーター対策を強化する。	県 市
⑥ エレベーター設置状況等の実態調査、立入検査等の計画的実施 ①～⑤の取組から安全上問題があるエレベーターが設置されている蓋然性が高いと思われる用途・規模の建築物について、エレベーターの設置状況等に関する実態調査、立入検査等を計画的に実施する。	県 市

3 既存建築物の安全性の確保（適切な維持管理等の促進）

（1）定期報告制度の適確な運用

定期報告制度の周知・徹底を図り、建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況を適確に把握するとともに、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に活用する。また、特定建築物、昇降機、遊戯施設及び建築設備の安全性確保を促進する。

施 策	実施主体
① 所有者・管理者に対する建築物の維持管理の重要性の周知 既存建築物の適切な維持管理の重要性について所有者・管理者への周知を図り、ホームページやリーフレットの活用により定期報告が適正になされるよう普及啓発を行う。	県 市 住建センター 指定確認検査機関
② 団体会員に対する定期報告制度の周知の協力依頼 建築士、建設業者、宅地建物取引業者などの団体会員に対して、定期報告の対象建築物等に関わった場合は、定期報告制度について建築主や物件購入希望者へ説明を行うなどして周知に協力するよう、働きかける。	建築業界団体
③ 定期報告書で是正が必要とされた建築物への指導 定期報告書で是正が必要とされた建築物等については、建築物防災月間などにおいて立入検査を実施し、是正指導を行う。 特に、防火避難設備の不備等による是正が必要とされた建築物については、立入検査を重点的に実施し、是正指導を行う。	県 市
④ 定期報告書未提出者に対する督促、是正指導等 定期報告書が提出されない建築物等の所有者・管理者に対して、提出を督促するとともに、報告のないものについては、建築物防災月間などにおいて立入検査を実施し、是正指導を行う。	県 市
⑤ 建築物調査員等資格者のための実務者講習会の開催 建築物調査員等資格者の技術力向上等を図るため、実務者講習会を開催する。	県 住建センター

(2) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用

既存不適格建築物については、所有者等の当該建築物における危険性に対する認識が十分でない場合が多いことから、法制度や関連情報に係る啓発等に取り組み、安全性確保のための改修を促進する。また、既存建築ストックを有効活用する観点も踏まえて、建築物の安全性の向上に取り組む。

施 策	実施主体
<p>① 所有者・管理者に対する防火避難安全性確保の重要性の周知 既存不適格建築物の所有者・管理者に対して、耐震性や防火避難安全性の確保の重要性を周知し、その改修促進を図る。</p>	<p>県 市</p>
<p>② 建築確認申請書、検査済証等の保存の重要性の周知 建築物の適切な維持管理や将来の増改築・リフォームにおいて必要になる場合があることから、建築確認申請書、確認済証、検査済証等を適正に保存することの重要性を周知する。</p>	<p>県 市 指定確認検査機関 建築業界団体</p>
<p>③ 危険な既存不適格建築物への是正指導・勧告・命令 危険な既存不適格建築物の所有者・管理者に対して適正管理や是正の指導を行うとともに、著しく保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物については、必要に応じて建築基準法第10条に基づく勧告・命令を行う。</p>	<p>県 市</p>
<p>④ 住宅・建築物の土砂災害対策への支援 土砂災害のおそれがある区域における住宅等の安全性を確保するため、区域からの移転や防護壁等の設置に要する費用を支援する。</p>	<p>県 市</p>
<p>⑤ アスベスト対策・除去に係る普及啓発・情報提供 既存建築物のアスベスト対策・除去に係る普及啓発、適切な情報提供等を行う。</p>	<p>県 市 住建センター</p>
<p>⑥ 既存建築ストックの有効活用への支援 空き家や古民家の改修、住宅のバリアフリー化などに要する費用を支援する。</p>	<p>県 市 住宅金融支援機構</p>

4 消費者への適切な対応

(1) 消費者への適切な情報提供と相談対応

建築物の安全性に対する社会的関心・要請の高まりや消費者問題への意識向上を背景に、県民から様々な相談や苦情が寄せられることに鑑み、各会員が連携を図りながら、消費者への適切な情報提供、相談対応等を行う。

施 策	実施主体
<p>① 住宅・建築に関する法制度・諸規制についての普及啓発</p> <p>県民が安全安心な住宅を建築又は購入できるよう、建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、建築士法、建設業法、宅地建物取引業法、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律等の法制度や諸規制について、ホームページやリーフレット、広報誌などの媒体を通じて広く普及啓発を図る。</p>	全会員
<p>② 住宅・建築に関する相談体制の整備と消費生活センターとの連携</p> <p>相談窓口を設置するなどして、県民に対して住宅や建築に関する適切な情報提供、相談・苦情への適確な対応などを行うとともに、欠陥住宅、悪質リフォーム、契約に係るトラブルなどに関する相談・苦情については、県及び市町の消費生活センター並びにひょうご住まいサポートセンター（(公財)兵庫県住宅建築総合センター内）と適宜連携して対応する。</p>	全会員
<p>③ 団体会員に関係する相談・苦情に対する適切な対応</p> <p>団体会員が行った行為に対する消費者からの相談・苦情に対しては、その解決に向けて適切に対応する。</p>	建築業界団体
<p>④ 住宅改修業者の登録・公表の実施</p> <p>県民が安心して住宅改修業者を選択できるようにするため、「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づき、一定の要件を満たす住宅改修業者を登録し、当該登録業者に関する情報をホームページ等で公表する。</p>	県

5 事故・災害時の迅速かつ適確な対応

(1) 迅速かつ適確な事故対応

建築物、昇降機及び遊戯施設に係る人身事故が発生していることから、事故発生時における、警察、消防等の関係機関と連携した迅速かつ適確な情報収集や事故調査を実施するための体制整備を行う。また、再発防止策の指導や緊急点検の指示など、事故の発生を防止するために必要な措置を行う。

施 策	実施主体
① 事故発生時の初動のための緊急連絡網の整備 建築物等における事故の発生に際し、その初動期において国、県、市が迅速かつ適確な対応がとれるよう、緊急時における連絡網の整備を行う。	県 市
② 関係機関の連携による情報把握及び事故再発防止対策の実施 建築物等における事故が発生したときは、警察、消防等の関係機関との連携により広く情報の把握に努める。また、平成26年建築基準法改正により特定行政庁による調査権限が強化されたことを踏まえ、必要に応じて同法第12条第5項に基づく報告徴収や同条第6項に基づく立入検査を実施するなどして事故情報を把握し、所有者・管理者等に対して再発防止対策を指導する。	県 市
③ 施設所有者等への注意喚起等による事故発生防止対策の実施 事故が発生した施設・設備と類似のものの所有者・管理者等に対して事故防止のための注意喚起を行うとともに、必要に応じて事故情報の公表、関係団体への情報提供及び再発防止対策の要請などを実施することにより、事故の発生防止に努める。	県 市 建築業界団体
④ 重大事故に係る情報の国への報告及び情報の共有化 不特定又は多数の者が利用する建築物等において発生した事故で、死傷者が発生したものや社会的影響が大きいと認められるものについては、国土交通省や消費者庁に事故情報の報告等を行うとともに、特定行政庁間で情報の共有化を図る。	県 市

(2) 迅速かつ適確な災害対応

阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災など各地で地震による甚大な被害が発生しており、南海トラフ地震等の発生の切迫性が指摘されていることなどを踏まえ、災害の発生時に関係機関が連携して迅速かつ適確な対応を行うことができる環境を整備する。

施 策	実施主体
<p>① 被災建築物応急危険度判定体制の整備</p> <p>大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等などによって生じる二次災害から県民の安全を確保するため、応急危険度判定に係る連絡名簿等の作成、業務マニュアルの策定、応急危険度判定士認定講習会の開催、連絡訓練・実地訓練の実施、研修会の開催等により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進める。</p>	<p>県市</p>
<p>② 被災宅地危険度判定体制の整備</p> <p>大規模な地震や豪雨等により被災した宅地の崩落等から生じる二次災害の軽減・防止を図り、県民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の登録と名簿の管理、判定調整員研修や模擬判定訓練等の開催、資機材の備蓄等により、判定体制の整備を進める。</p>	<p>県市</p>
<p>③ 災害に備えた危機管理体制の強化</p> <p>災害時における円滑な初動対応のため、フェニックス防災システムの活用等による建築物被害情報の収集や関係機関との連絡体制の確認などにより、災害に備えた危機管理体制を強化する。</p>	<p>県市</p>
<p>④ 会員の連携による円滑な災害応急対策・災害復旧</p> <p>大規模な災害が発生した際は、災害応急活動が円滑に進むよう、被災自治体からの要請等に応じて、被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の派遣、応急仮設住宅の供給・建設、住宅確保・復旧に係る相談等について、実施、支援又は協力する。</p>	<p>全会員</p>

6 計画推進のための環境整備

(1) 特定行政庁等の執行体制の確保・向上

昨今の建築行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、各特定行政庁にあつては、確認審査等のほか、建築物の安全性確保のための指導・監督・調整能力が適確かつ持続的に発揮できるよう、また、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関にあつては、審査等が適確に行えるよう、中長期的視点に立って職員の育成等に取り組む。

施 策	実施主体
① 職員研修等による人材育成 審査担当者の審査技術向上を図るため、確認審査等を行う職員に対する研修を適宜実施するとともに、各種講習会への積極的参加を職員に促すなどして、人材育成を図る。	県 市 指定確認検査機関 適判機関
② 確認検査や違反指導に係るマニュアルの整備 特定行政庁としての技術力が継承されるよう、確認検査や違反指導に係るマニュアルを整備し、適確な業務実施のために活用する。	県 市
③ 建築基準適合判定資格者等の有資格者の確保 一級建築士、建築基準適合判定資格者等の有資格者確保のため、対象者の資格取得に向けた支援制度の創設や職員への啓発など、将来を見据えた取組を行う。	県 市 指定確認検査機関
④ データベースの適切な維持管理と活用 適確な建築行政の推進のため、建築確認検査や定期報告の内容に係るデータベースを適切に維持管理し、建築物等の実態把握・分析を行うことにより、課題の抽出、施策の検討などを行う。	県 市
⑤ 建築審査会の円滑な運営 建築審査会の機能（同意・裁決・調査審議・建議）を十分に発揮させるため、建築審査会を建築行政の重要な柱の一つとして位置付け、その円滑な運営に取り組む。	県 市

(2) 特定行政庁と関係機関・関係団体との連携等による業務執行体制の強化

建築物等の安全性の確保は、特定行政庁の取組のみで実現できるものではなく、関係機関・関係団体との役割分担の下で取り組む必要があるため、これらの連携・協力体制を構築する。

また、ポストコロナ社会にふさわしい行政のデジタル化に対応できる建築行政への転換を推進する。

施 策	実施主体
<p>① 「県内特定行政庁等連絡会議」を通じた関係各機関の業務執行体制の強化</p> <p>県、市及び指定確認検査機関において、建築基準法上の運用等について、積極的に情報交換を行うなど、緊密な協力体制を構築する。</p> <p>また、審査技術の向上を目的とした県及び市による研修の合同実施などの取組を行う。</p>	県 市 指定確認検査機関
<p>② 建築確認申請等の電子化の推進</p> <p>建築確認手続の一層の効率化に向け、指定確認検査機関は、建築確認の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応を進めるとともに、特定行政庁は、建築確認の電子申請の受付に向けた検討を進める。</p>	県 市 指定確認検査機関

実施主体欄の表示と会員との対応表

会 員	表 示												
	全 会 員	県	市	建 築 関 係 団 体	建 築 業 界 団 体	建 築 士 業 界 団 体	指 定 確 認 検 査 機 関	適 判 機 関	エ ネ ル ギ ー 事 業 者	建 築 士 会	事 務 所 協 会	住 建 セ ン タ ー	住 宅 金 融 支 援 機 構
兵庫県	○	○											
神戸市	○		○										
尼崎市	○		○										
姫路市	○		○										
西宮市	○		○										
伊丹市	○		○										
明石市	○		○										
加古川市	○		○										
宝塚市	○		○										
川西市	○		○										
三田市	○		○										
芦屋市	○		○										
高砂市	○		○										
公益社団法人兵庫県建築士会	○			○	○	○				○			
一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	○			○	○	○					○		
兵庫県建築設計監理協会	○			○	○	○							
公益社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫地域会	○			○	○	○							
一般社団法人兵庫県建設業協会	○			○	○								
一般社団法人プレハブ建築協会関西支部	○			○	○								
一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会	○			○	○								
公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部	○			○	○								
一般社団法人日本エレベーター協会関西支部	○			○	○								
公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター	○			○				○				○	
株式会社兵庫確認検査機構	○						○						
株式会社ビューローベリタスジャパン	○						○						
株式会社ジェイネット	○						○						
株式会社西日本住宅評価センター	○						○						
日本E R I 株式会社	○						○						
関西電力送配電株式会社兵庫支社	○							○					
大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー兵庫導管部	○							○					
独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店地域連携グループ	○												○

兵庫県建築物安全安心推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「兵庫県建築物安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県、特定行政庁の市及び関係団体が協力して、兵庫県建築物安全安心実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、各種の施策を総合的に推進することにより、建築物の安全性を適確に確保すること及び建築物の質の向上を図っていくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 実施計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 実施計画に係る情報交換に関すること。
- (3) 実施計画に係る推進状況等の報告に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 会員

(構成)

第4条 協議会の会員（以下「会員」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。

(入会)

第5条 協議会は、その目的の達成に必要があると認めるときは、会員の過半数の承認を得て、他の者を会員に加えることができる。

(任期)

第6条 会員の任期は、協議会入会の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、協議会が必要と認める場合は延長できるものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出した上で、会員の過半数の承認を得て、退会することができる。

第3章 役員等

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名

(選任等)

第9条 会長は、兵庫県まちづくり部次長とする。

2 副会長は、特定行政庁の市及び関係団体からそれぞれ1者を会員の互選により選出するものとし、選出された会員の長又はその会員の長が委任した者とする。

3 役員任期は、令和8年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び幹事会とする。

(総会)

第12条 協議会の総会は、原則として、年1回開催するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、会員を招集し、臨時の総会を開催できる。

(招集及び議事)

第13条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、総会の議事の進行については、会長の指名する者に行わせることができる。

(書面等による会議の開催)

第14条 会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが困難と認める場合においては、書面又は電磁的方法により会議を開催することができる。この場合における前条の規定については、委員の全員が出席したものとして取り扱うものとする。

2 会長が必要と認めるときは、委員は、オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。)を利用して会議に出席することができる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 実施計画の策定及び変更

(2) 会則の策定及び変更

(3) その他協議会の目的を達成するために必要な重要事項の決定

(幹事会)

第16条 会長は、実施計画に関する具体的な施策の立案、その他協議会の運営等に関して必要があるときは、会員の中から関係する会員を幹事に指名して、幹事会を開催することができる。

2 会長は、幹事会を開催した場合、幹事会の議事等を総会において報告しなければならない。

3 会員は、実施計画に関する具体的な施策の立案、その他協議会の運営等に関して、関係する会員を指名して、会長に対して幹事会の開催を求めることができる。

4 第14条の規定は、第1項の幹事会の開催について準用する。

第5章 地域の取組

(行動計画)

第17条 実施計画の推進に当たり、各土木事務所まちづくり参事等が地域の特性に応じた施策の展開を図るために必要があると認めるときは、所管する地域ごとに各地域建築物安全安心推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定することができる。

(地域協議会の設置)

第18条 各土木事務所まちづくり参事等が地域の特性に応じ建築物の安全性を適確に確保すること及び建築物の質の向上を図るために必要があると認めるときは、各地域建築物安全安心推進行動協議会(以下「地域協議会」という。)を設立することができる。

2 地域協議会の運営に当たっては、地域協議会の会員(以下「地域協議会会員」という。)及び事業等を定めた会則を定める。

(協力体制)

第19条 地域協議会又は地域協議会会員は行動計画の推進に当たり必要があるときは、協議会又は会員に協力を要請することができる。

2 協議会又は会員は実施計画の推進に当たり必要があるときは、地域協議会又は地域協議会会員に協力を要請することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第20条 協議会の事務局は、兵庫県まちづくり部建築指導課に置く。

附 則 (抄)

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

別表

兵庫県建築物安全安心推進協議会会員

区 分		会 員 名
兵庫県		兵庫県危機管理部消防保安課
		兵庫県県民生活部生活安全課
		兵庫県保健医療部生活衛生課
		兵庫県土木部契約管理課
		兵庫県まちづくり部都市政策課
		兵庫県まちづくり部住宅政策課
		兵庫県まちづくり部建築指導課
		兵庫県警察本部生活安全部生活経済課
		県民局等まちづくり参事連絡協議会
特定行政庁の市		神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課
		尼崎市都市整備局都市計画部建築指導課
		姫路市都市局まちづくり部建築指導課
		西宮市都市局建築・開発指導部建築指導課
		伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課
		明石市都市局住宅・建築室建築安全課
		加古川市都市計画部建築指導課
		宝塚市都市整備部都市整備室建築指導課
		川西市都市政策部建築指導課
		三田市まちの再生部都市政策室審査指導課
		芦屋市都市建設部建築指導課
		高砂市都市創造部都市住宅室建築住宅課
関係団体	建築関係団体	公益社団法人兵庫県建築士会
		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会
		兵庫県建築設計監理協会
		公益社団法人日本建築家協会近畿支部兵庫地域会
		一般社団法人兵庫県建設業協会
		一般社団法人プレハブ建築協会関西支部
		一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
		公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
		一般社団法人日本エレベーター協会関西支部
		公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
	指定確認検査機関	株式会社兵庫確認検査機構
		株式会社ビューローベリタスジャパン
		株式会社ジェイネット
		株式会社西日本住宅評価センター
		日本E R I 株式会社
	エネルギー供給事業者	関西電力送配電株式会社兵庫支社
		大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー兵庫導管部
	金融機関	独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店地域連携グループ